

## 憲法の無意識

表題は柄谷行人さんの岩波新書新刊である。表紙カバー裏から — なぜ戦後 70 年を経てもなお、改憲は実現しないのか。なぜ 9 条は実行されていないのに、残されているのか。改憲、護憲の議論が見逃しているものは何か。糸口は「無意識」。日本人の歴史的・集团的無意識に分け入り、「戦争の末の」平和ではない、世界平和への道筋を示す。「憲法の無意識」が政治の危機に立ち現れる。



思想家らしい、じつに幅広で重厚な内容である。カント・フロイトをはじめ哲学から心理学、そして経済学の古典にも触れる。難解なところもあるが、「歴史認識」など示唆を受けることが多かった。付箋をつけた一部を紹介したい。

・フロイトは第 1 次大戦後に戦争神経症患者に遭遇して、人間の攻撃性が、自らの内に向かうことによって形成される超自我の存在に目を向けるようになった---このことに照らして、私は日本の戦後憲法 9 条を、一種の「超自我」として見るべきだと考えます。つまり、「意識」ではなく「無意識」の問題として。----「文化」の問題として。

・戦後憲法の 9 条は、本来、1 条を作るために必要なものであり、二次的なものであった---しかし、その後、9 条ばかりが問題とされるようになり----興味深いのは、1 条と 9 条の地位が逆転したということです。その理由は、1 条（象徴天皇制）が定着したことにあります。（中略）天皇は明治維新まで「象徴天皇」のようなものであった。したがって、憲法 1 条の規定は、にわかに作られたものだとはいえません。占領軍によって作為されたように見えても、そこに明治時代、さらにそれ以前の形態が残っているのです。

・憲法 9 条が根ざすのは、明治維新以後 77 年、日本人が目指してきたことの総体に対する悔恨です。それは「徳川の平和」を破って急激にたどった道程への悔恨です。したがって、徳川の「国制」こそ、戦後憲法 9 条の先行形態であるといえます。----ここまで私が試みてきたのは、その（憲法 9 条の）普遍的な理念が、なぜいかにして、他ならぬ日本において制度として定着したのかを示すことです。

・日本で憲法 9 条が存続してきたのは、人々が意識的にそれを維持してきたからではなく、意識的な操作ではどうにもならない「無意識」（超自我）があったからです。

(2016 年 5 月 23 日)